

魏晉周辺民族官印制度の復元と『魏志倭人伝』印

秋 山 進 午

【要約】 『魏志倭人伝』記載の「親魏倭王」「率善中郎將・校尉」の三印は周知のところである。しかし、その授与理由には、遠路勤勞の賞賜、倭国実力の高さ、いや買いかぶり、呉との接近を阻む、など意見は区々である。それらはひとえに、魏の周辺民族対策の全貌が不明なままの水掛け論に過ぎない。その解明には、早く大庭脩氏が『親魏倭王』（学生社、一九七一年）で先鞭をつけた、魏晉授与の新出周辺民族官印を収集整理し、文献記載と対応させる方法が有効である。大庭氏のとき、六顆であった魏晉新出印は、その後の四〇年程でその年数と同数に達した。本稿はそれらを網羅集成し検討を加え、魏晉周辺民族官印制度は、一、國王印、二、帰義王侯印、三、王侯以下への率善印、の三ランクとなる復元に成功した。即ち「親魏倭王」印は第一ランク、「率善中郎將・校尉」印は第三ランクとなる。さらに、当時のアジア東北縁辺部の情勢中に、それら璽印を位置付けることに努めた。

史林 九三巻四号 二〇一〇年七月

はじめに

『魏志倭人伝』が三世紀半ば前後頃のが国研究の根本資料であることは、いまさら筆者の喋々するところではあるまい。近年、科学技術的研究の進展によって弥生時代開始の年代が繰り上がり、それによって考古遺物とその実年代が文献年代と一致することく報道されているが、その具体像を確定してゆく上で『魏志倭人伝』の記載が最高の手がかりである

ことに全く交りはないところである。そのなかでは、やはり何といつても景初三年（二三九）、魏朝廷から詔書をもって倭の女王卑弥呼に授与された親魏倭王、使者の難升米への率善中郎将、都市牛利への率善校尉、の三顆の印綬こそは、倭国と魏国との国際関係の中での核心部分である。これによって、倭国は正式に魏の藩屏に組み込まれたのである。

しかし、それら親魏倭王以下の印綬の授与で示される倭の力が、魏の対外政策の中でどのような位置にあるのかは論者によってさまざまに異なる。大庭脩氏はその著書『親魏倭王』（学生社、一九七一年——以下、〈大庭書〉と略称）に「日本史にだけただけの学者の評価は大きく、東洋史はだけただけの学者の評価は小さい。」（二〇〇頁）と記されている。大庭氏は中国法制史の立場から、倭人伝に記述されているさまざまな事柄について問題の解明に努力されたが、なお充分とは言い難い感が残る。その理由は、肝心の魏国の対外官制の全体像が明らかにされていないからである。

本稿は、その〈大庭書〉をはじめ、先人の研究成果をもとし、〈大庭書〉以降の新たな関係印の集成と分析を行い、それに基づき、『魏志倭人伝』に記される、魏国が倭国へ与えた三種の印を、魏朝の対外官制の中に位置付け、その上で各種の問題を検討しようとするものである。

一、璽印研究と『魏志倭人伝』記載印

璽印研究はすでに長い歴史が刻まれている。宋代以来、金石研究の隆盛と共に璽印研究においても数多くの積み重ねがなされ、刊行された印譜の類も枚挙に遑がないほどである。わが国でも江戸時代、中国の印譜類が数多く輸入され、それらによって特に高芙蓉を中心に篆刻が隆盛した。加えて、璽印の実物資料が明治以来多数もたらされ、それらをもとに作成された印譜や研究論考も数多い。更に、敗戦によって研究の自由を回復した古代史分野では、「金印」すなわち天明四年（一七八四）、志賀島で掘り出された「漢委奴国王」金印の再検討を軸に、活発な論議がかわされたし、^①刊行が始まった歴史・美術文化史全集においては、書の一分野として篆刻が位置付けられ、当時、本場の中国における研究が停滞する中、

篆刻作家、研究者からの盛んな研究が発表されてきた。^② それらわが国の研究成果や発表された印譜類が、その後、中国での璽印研究にさまざま取り入れられている所である。

そうした研究の中で、真偽に問題を抱える伝世璽印を離れ、文献のみを拠りどころとする研究を提唱し、文献の限界による問題点を一部含みながらも、そこに漢魏晋朝の皇帝を頂点とする政治構造の中に、皇帝に忠誠を誓い国内統治に当る内臣と、その周辺に居住する周辺民族の冊封体制による外臣との二重の構造を明らかにしたのは栗原朋信氏の研究である。この研究が中国王朝と周辺民族との相互関係を研究する上で、その後大きな影響を与えたことは言うまでも無いところである。^③

一方、伝世印の研究にも大きな変革があった。『漢印文字徵』の著者で戦前から著名な、羅福頤氏主編の『秦漢南北朝官印徵存』（一九八七年）の刊行である。^④ 主編者の羅氏は残念ながら刊行を見ずに亡くなられ、本書は故宮博物院研究室璽印組編として刊行された。同書の前言によると「本書編纂のため、羅先生は七十余の高齢ながら璽印組同志とともに南北十余の省市に広く資料を集めた。」とある。巻頭の引用資料欄には、主要な璽印研究書や印譜が列挙されている他に、調査された一七の省市博物館の名前が示されている。また『日本書道全集』も挙げられている。そのように、本書は単に故宮博物院ほかに収蔵されている伝世印を集めて配列しただけのものではなく、新出土の璽印資料を現地で詳細に観察した成果が加えられている。また過去の印譜類の研究に加え、日本における新研究の成果まで幅広く取り入れられている研究書である。この書を伝世璽印書とすることは不当であって、中国璽印研究の最新成果として取り扱うべきであろう。ただ、本書が新出土資料のみで構成されているのではなく、併せて故宮博物院はじめ各地収蔵機関に伝えられた出土地不明の璽印を数多く収載しているところから、ここでは伝世璽印書の代表として取り扱うことを了承願いたい。

もう一冊、挙げるべき書物に王人聡『新出歴代璽印集釈』がある。^⑤ 一九四九年から一九八〇年までの三〇年間に発表された新出土歴代璽印に、王氏の詳細な注釈を加えた研究書である。新出土資料に限られているため、本稿に關係する所が

少ないのは残念であるが、精緻な注釈には傾聴するべきところが多い。

『魏志倭人伝』記載の璽印の研究が本稿の目的であるが、文献記載の関係史料の搜索は、〈大庭書〉によって大凡尽くされた感がある。残るは岡崎敬・大庭氏が発展を志した^⑥、新出と伝世の、魏晋朝が周辺民族へ授与した官印資料の集積による研究の展開であろう。両氏が研究した当時の新中国における確実な新出土の魏晋官印資料としては、後述の通り、一九五六年、内蒙古自治区涼城县出土の「晋烏丸婦義侯」、「晋鮮卑婦義侯」の両駝鈕金印と「晋鮮卑率善中郎将」駝鈕銀印の一括遺物、及び、一九四八年、甘肅省西和県発見の「晋婦義羌侯」、「晋婦義氏王」の両駝鈕金印、それに一九六六年、韓国慶尚北道迎日郡新光面馬助里出土の「晋率善緄佰長」獸鈕銅印に止まる。両氏がそれに加え、大谷大学所蔵の禿庵文庫コレクシオン等の伝世印中のいわゆる蛮夷印（以下、本稿では「周辺民族印」と記述）から、同種の魏晋印を取りあげ、新出資料と伝世資料とを併せて検討しているのも、伝世資料の方が数多い当時の状況では当然であろう。そして、その成果は早速〈大庭書・一八八頁〉に実を結び、「率善」印において、授与先の民族名が一字か二字以上かにより、その配置が「率善」の前か後かが決まっていることが明らかにされている。

続いて、これらのいわゆる漢魏晋周辺民族印の新出土資料を博搜し、大庭氏の民族名が一字か二字以上かによって「率善」との前後配置が決まる定式が、「婦義」印にも及ぶ事を明らかにしたのは梶山勝氏である^⑦。一九九四年発表の〈梶山論〉に資料としてあげられた漢魏晋周辺民族印は四二顆に増加している。

本稿の研究方法の中心は新出土の周辺民族印を博搜することで、その点では一九九〇年初までの周辺民族印を集成して成果を挙げた〈梶山論〉と何ら変るところはない。しかし、〈梶山論〉の目的は、論考副題の示すように、その成果を以て西南夷が受給した璽印の様相を明らかにする事にあつた。それに対し、本稿が意図するところは、先ず魏ないし晋の周辺民族に対する官印授与制度の全貌を明らかにすることである。その試みが成功すれば、『魏志倭人伝』に記された倭国の璽印の位置付けは自ずから明確となろう。本稿表題に「魏晋周辺民族官印制度の復元」と「魏志倭人伝」印とを併せ

名付けたのはそのゆえである。

本稿の研究は、すでに〈大庭書〉によって提唱された、新出の確実な璽印の検討を核として、伝世の資料を吟味して加える、という方法を愚直に実践したものに過ぎない。当然、〈梶山論〉に掲載された〈大庭書〉以降二〇年の新出璽印の集成表は、研究目的が異なるとはいえ、璽印資料集成に有益な教示を得た。本稿は〈梶山論〉以降、更に二〇年近い新出璽印を含めて再検討を行っている。さらに、前出の中国における璽印研究の最新成果を利用することが出来たことも幸いである。それらによって、本稿が魏晉官印の検討において、一定の成果を収めることが出来たものと考ええる。

言うまでもなく『魏志倭人伝』はわれわれにとつて、最も身近な中国の正史の一部分である。それ以前の正史の断片的な記述とは異なり、倭国の存在とその様相が東アジアの歴史の中に着実な一步を記したものであり、同時にそこに記されたさまざまな事柄は、文字記録を持たなかった、当時のわが国の状況を具体的に示してくれる貴重な史料である。そのなかで景初三年（二三九）の初めての魏への遣使に際し、魏は倭の女王卑弥呼に「親魏倭王」金印紫綬、使者の難升米と都市牛利に率善中郎将と率善校尉の、共に銀印青綬を与えている。

さらに正始四年（二四三）の第二回遣使では掖邪狗ら八人に、率善中郎将の印綬が与えられた。卑弥呼の後を継いだ菴与が、帯方郡の塞曹掾史の張政を送り返す際に遣わした第四回（年代不明）の遣使は、引き続き貢物を携えて都へ至ったが、新たな授与の記載はない。貢物とその返礼の多寡はともかく、魏から得た官印に示される官職が、わが国の力をどう評価し、何を期待した結果かという問題は、ひとえに魏国が周辺民族に対し授与する官印の体系が明確になることによつて、始めて意味の有るものとなるであろう。

① 大谷光男『研究史 金印』吉川弘文館、一九七四年で代表させる。

② 『書道全集』別巻一、印譜・中国、平凡社、一九六八年。

③ 栗原朋信「文献にあらわれたる秦漢璽印の研究」栗原朋信『秦漢史

の研究』吉川弘文館、一九六〇年、所収（二五—二八六頁）、（以下、

〈栗原論〉と略称）。

④ 1 羅福頤主編・故宮博物院研究室璽印組編『秦漢南北朝官印徵存』文物出版社、一九八七年（以下、〈徵存〉と略称）。

2 近年発表の次の論考は、『徵存』の誤りを補正したものである。

孫慰祖『秦漢南北朝官印徵存』注釈補正「中国歴史文物」二〇〇二年第三期（四一—四五頁）。本稿はその補正を採用している。

⑤ 王人聰編著『新出歴代璽印集釈』香港中文大学文物館專刊之三、一九八七年（以下、『集釈』と略称）。

⑥ 岡崎敬「夫租茂君」銀印をめぐる諸問題」『朝鮮学報』第四六輯、一九六八年（四五—六〇頁）、五七頁（岡崎敬「シルクロードと朝鮮

半島の考古学」第一書房、二〇〇二年（一六七—一八八頁）所収、一

八〇頁。及び〈大庭書・一八六頁〉。

⑦ 梶山勝「漢魏晋代の蛮夷印の用法——西南夷の印を中心として——」大谷光男編『金印研究論文集』新人物往来社、一九九四年（二一七—一四二頁）、（以下、『梶山論』と略称）。

⑧ 『三國志』卷三十、魏書、東夷伝、倭人条（中華書局標点本八五四頁、以下、正史の（ ）内は中華書局標点本を省略）Ⅱ『魏志倭人伝』。

二、漢授与周辺民族官印

魏晋朝が周辺民族へ授与した官印を検討し、その授与基準を確定するのが本稿の目的の一つである。しかし、それに先立つ前漢においては匈奴と羌が、また後漢では西方において羌、氐、東北においては烏桓、鮮卑などの周辺民族との抗争が、大きく朝廷を悩ませた。前漢の武帝による四方への勢力拡大に伴って、周辺民族とのさまざまな摩擦が生じてより、後漢の滅亡に至るまでの三百数十年の間に、幾つもの周辺民族と叛服常無い接触、交渉を繰り返しているが、その間に彼等に授与した官印が実際に出土した例は以下に示すごとく一〇顆に過ぎない。また、伝世印も『徵存』に五〇顆前後が数えられるのみである。

これを魏と西晋朝の百年に満たない治世の間に残された周辺民族への官印の総数が、新出と伝世併せて、三五〇顆を越える数があるのと比較すると、現状で漢朝授与の周辺民族官印の体系化に多くを求めることは困難であることが明らかである。しかし、魏晋朝の官印が漢朝に淵源をもつことは疑いない。体系化は一先ず先の課題として、先ずは近年新出の漢印の状況を表一に集成し^①、そこに魏晋印に繋がる問題のみを指摘することで止めることをお許し頂きたい。

表一、漢一―三は匈奴へ授与された印である。そのうち一・二と印文の大きい異なる三の印は更始帝が匈奴の助力を得ようとして授与した可能性がある^②。同様に四―六は羌、七は氐、八は賁、賁は漢八印補注の潮見文に詳しい。九は蛮夷、そ

表一、漢周辺民族官印表（新出印のみ）
注：徵=《徵存》/集=《集積》の略、省県年号一部略

番号	印文	鈕・材質	出土・報告	徵/集	文献
漢1	「漢匈奴栗借温馬靺」	駝鈕銅印	内蒙古伊盟徵収	1212/112	『文物』1977-5, p96, fig3.
漢2	「漢匈奴綿義親漢長」	駝鈕銅印	青海大通上孫家寨乙1号墓	1214/241	発掘報告書p151, p169-1・2.
漢3	「匈奴綿漢君印」	駝鈕銅印	河南洛陽辛店鄉後漢墓		『文物』2003-9, p95, fig5.
漢4	「漢綿義羌長」	駝鈕銅印	新疆新和玉奇喀德古城址	1227/116	『文物』1975-7, p28, p18-1.
漢5	「漢綿義羌長」	駝鈕銅印	陝西歷史博物館藏印		『文博』97-4, p31, fig1-15.
漢6	「漢率善羌長」	駝鈕銅印	甘肅涇州古城址		<考与文> 88-1, p81, fig2-4.
漢7	「漢叟邑長」	駝鈕銅印	陝西歷史博物館藏印	1260	『文博』97-4, p31, fig1-14.
漢8	「漢綿義寶邑侯」	駝鈕金印	四川万県発見		『中国歴史博物館』p187・88.
漢9	「漢夷邑君」	駝鈕銅印	湖北宜城楚皇城址	/114	『考古』80-2, p112, fig8-1.
漢10	「滇王之印」	蛇鈕金印	雲南晋寧石寨山6号墓	1202/109	発掘報告書p113, p1107-3.

表一、補注：雑誌略称<考与文>=『考古与文物』；図書明細=『中国歴史博物館』講談社、1982年。
漢1文献：陸思賢「内蒙古伊盟出土三方漢代官印」。漢2文献：青海省文物考古研究所「上孫家寨漢晉墓」文物出版社、1993年。漢3文献：洛陽市第二文物工作队・中国科学技術大学科技史与科技考古系「洛陽辛店東漢墓發現「匈奴綿漢君」銅印」。漢4文献：孟池「從新羅歷史文物看漢代在西域的統治措施和經濟建設」・蕭之興「試析「漢綿義羌長」印」『文物』1976-7, p86。漢5・7文献：韓建武・師小群「陝西歷史博物館藏印叢考」。漢6文献：劉玉林「甘肅涇州出土的古代官印」。漢8文献：潮見浩「漢綿義寶邑侯」金印』『東アジアの考古と歴史-岡崎敬先生退官記念論集-上』同朋舎出版、1987年、206頁。
漢9文献：楚皇城考古發掘隊「湖北宜城楚皇城城址調查簡報」・王人聰「漢晉官印考証」『故宮博物院院刊』1983-4, 26頁, 圖7。漢10文献：雲南省博物館「雲南晋寧石寨山古墓群發掘報告」文物出版社、1959年。

の報告に「晋蛮夷率善邑長」印を徵収、とあるが詳細記載も印影も無いので附記するに止める。一〇は滇である。これらの璽印のうちで前漢印は一〇の「滇王之印」（後述）のみで、他はすべて後漢印である。^③
漢授与外臣の印 璽印による研究から、中国古代国家の構造を、内臣と外臣の概念によって論じたのは〈栗原論〉である。その第四章（二二〇頁）に、漢一〇「滇王之印」と「滇王之印」の二印が検討されている。前者は新出土資料であり、その印は「史記」西南夷列伝に記される、滇王に与えられた印で、前漢が周辺民族へ与えた現存唯一の官印である。また、後者は『三国志』魏書、東夷伝、夫余条に記される文献上の印である。^④

〈栗原論〉は滇王印の授与の機会として、前漢武帝の元朔元年（前二二八）、蒼海郡設置のきっかけとなった、蔵君南閩が前漢へ降った時を想定している。筆者は先に発表した「夫租蔵君」銀印論考において、^⑤官印ではない「夫租蔵君」銀印が蔵への道路工事に際して与えられたものと考えた。実物の存在しない「滇王之印」に対して、それ以上は推測となろうが、当初から官印ではなかったなら、王莽の貶降の際に交換される可能性を考える必要はない。筆者は先の論考を補強する意味からも、〈栗原論〉の元朔元年に蔵君南閩に与えられた説に賛意を表すが、その印はあくまで官印ではなく、「夫租蔵君」銀印と

同様、工事に当たった彭呉が作成した印であると考えたい。

匈奴印とその他民族印 葉其峰氏はその著で、南匈奴の降人には「漢匈奴……」を、北匈奴の降人には「漢匈奴婦義……」を、前漢以来長期に漢土に居住するものに「漢胡……」をつけて区別したとする。^⑥確かに匈奴ないし胡印に上述の三種が有ることは確かであるが、それが葉氏の説の通りであるかどうか、今後の一層の検討に待ちたい。

漢土への来降による区別のほか、单于の下の部族には、それぞれの部族名まで記した印を授与している。上記、漢一、「匈奴栗借（＝韃）」のほか、伝世印には「惡適」（《徵存》一二〇七・一二〇八）、「呼律」（《徵存》一二〇九）、「姑塗」（《徵存》一二一〇）、などがある。

ところが、匈奴以外のその他民族には下部の部族名まで示した印は無い。匈奴と同様、羌も早くから前漢と抗争している。当時から、多数種に分かれ、宣帝、元康三年（前六三）、先零（種）が遂に諸羌種の豪二百余人とかねての仇を解き、人質を交わして盟約した。その後、いよいよ増大し、後漢後期には子孫が枝分かれすること凡そ百五十種とあるが、授与された印は「羌」一種しかない。僅かに《徵存》一二二二に「漢青羌邑長」駝鈕鍍金印が見られるのみである。その他民族の出土資料も同様で、匈奴印と異なる場所である。

漢印の率善 大庭氏が検討した当時、漢代の文献に「率善」の語を刻んだ印の授与の記載を見出していない。僅かに印譜の中に「漢率善胡長」（《徵存》一二三六）と「漢率善氏佰長」（《徵存》一二四二）の共に駝鈕銅印を見るのみであった。従って、《大庭書・一八三頁》は「率善」に代わって文献中に見られる「率衆」が魏晋の「率善」に先立つ称号と考えている。「率衆」と文字は異なるが同様の意味を持つものに『漢書』趙充国伝の「帥衆王」というのがあり、これが最も早いものとなろう。^⑧《大庭書》があげる「率衆」の事例は、いずれも『後漢書』の、南匈奴伝、永元七年（九五）、鮮卑都護蘇拔廆に率衆王。^⑨烏桓伝、永初三年（一〇九）に鴈門烏桓率衆王無何。^⑩鮮卑伝、永寧元年（二二〇）、烏倫を率衆王、其至韃を率衆侯。^⑪鮮卑伝、永建二年（二二七）、烏桓率衆王が出撃の記事。^⑫鮮卑伝、永建六年（一三二）、烏桓豪人扶漱官に率衆君。^⑬

鮮卑伝、陽嘉元年（二二三）、咄帰等に率衆王・侯・長を与えた記事は、『三国志』烏丸伝の注に引く『魏書』、順帝の時咄帰、去延等が鮮卑攻撃に功を立て率衆王を拜した記事と同一の事柄である。更に『三国志』には、魏志に引く『英雄記』に袁紹が遼東属国率衆王領下・烏丸遼西率衆王蹋頓・右北平率衆王汗盧維を単于に拜したことを記す。また、『三国志』田丘儉伝には右北平烏丸単于寇婁敷・遼西烏丸都督率衆王護留等が降った記事があるが、彼等の称号は『英雄記』に記された袁紹より与えられたものを引き継いだものであって、後漢代の称号である。更に先述、『後漢書』鮮卑伝、陽嘉元年（二二三）、咄帰らが賜った称号に率衆王・侯・長があり（注⑭参照）、「率衆」の称号が王に限られるのではなく、その下の侯・長に至ったことが明らかである。また、『徵存』にも「率衆」を記す璽印が幾つかある。

〈大庭書〉は、以上の漢代の文献における「率衆」の称号により、これらが『後漢書』百官志の「四夷国王、率衆王、帰義侯、邑君、邑長、皆丞あり、郡・県に比す。」に合致し、率衆王が四夷の国王の下に有るのと符合するとしている。以上、〈大庭書・一八九頁〉では、基本的に漢代における四夷に対する称号は「率衆」であって、「率善」の称は伝世の二印に止まるところから、「殆ど魏の創始と考えてよい」と結論されている。

しかし、表一の通り、甘肅省涇州古城址から漢六「漢率善羌長」駝鈕銅印が出土した今、大庭氏の見解は再検討の必要がある。大庭氏が伝世の率善印があるにもかかわらず、率善印は魏の創始であると主張されたのは、恐らく後漢末、献帝代の曹操の専権時期を想定されたものであろう。だが問題は印文中の「善」字である。新出の漢六印も伝世印も、印文の字体は共に篆書体である。しかし、後述する魏晉印では上部の「羊」の縦棒が長く下端まで伸び、下部に二つ並んだ「言」字を左右に分割する、より古式の字形なのである。この字形の違いは大きく、新出土の漢率善印を漢末まで下げ、魏晉印に接近させることは困難であって、漢代における率善印の創始は後漢半ば過ぎにあるものとなる。

陳直氏は率善の語が早く前漢中期に遡るとする。氏の論考に、『後漢書』西南夷伝の「武帝末、珠崖太守の孫幸が広幅の調布を課したことで蛮夷に殺された後、子の豹が善に率いし人を合してその叛乱を打ち破った」記事を引く。しかし、

語としての率善が、称号として身分に反映されるのは、後漢半ばまで待つ必要があるのではなからうか。

漢印の婦義 『魏志倭人伝』に「婦義」の印は無い。それゆえ〈大庭書〉に婦義印の項目は無い。陳直氏は前述の論考で（注②参照）、婦義の初出に『漢書』百官公卿表の「典客は秦創始の官で諸婦義蠻夷のことを掌す。」を引く。葉其峰氏は『漢書』景武昭宣元成功臣表にある、「匈奴婦義因執王」で驃騎將軍の下で功を立てた「杜侯復陸支」と、「匈奴婦義樓刺王」で手柄をたてた「衆利侯伊即軒」の婦義をひく。〈栗原論〉は上記、葉氏の杜（史記）では杜^②侯、衆利侯に加え『史記』建元以来侯者年表（一〇四七頁）から、匈奴婦義王で降った瞭侯があることを、早く引く。宣帝、神爵元年（前六一）の^②（一）のこととして、『漢書』趙充国伝に義渠安国による先零羌彈压に怒って叛乱した羌族の一人に婦義羌侯楊玉の名がある。さらに『漢書』西域伝、烏孫国条に平帝元始（一・五）中、烏日領を殺した卑爰寔が婦義侯に封じられたとある。

『後漢書』順帝紀、永建六年（一三二）、日南徼外葉調国・揮国の遣使の項の注に引く『東觀記』に、使いの師会に「漢婦義葉調邑君」を与え、西羌伝、建武十三年（三七）に、種人を率いて内属した広漢塞外白馬羌豪樓登らに婦義君長が与えられている。同じく西羌伝に謁者竇林が下吏に欺かれ、滇岸を滇吾と誤って婦義侯に封じた事件も入れられようか。

漢の婦義印に統一した授与基準が有るかどうか、資料が十分でなく確定するのは困難である。強いて基準として指摘するとすれば、匈奴印が「婦義」の前に部族名を含めて置かれるのに対し、その他の民族の場合は一字名、二字名を問わず、一様に「婦義」の後に民族名が置かれるところであろうか。もう一点、漢代の婦義印について指摘するべき点は、婦義印が王侯のみでなく君長にまであることで、後述する魏晋印との大きな相違点であろう。

親漢王 漢代の親漢王については〈大庭書・九九頁〉に詳しい。そこには菅政友がひいた『後漢書』烏桓伝、安帝永初三年（一〇九）、烏桓大人戎朱鹿を「親漢都尉」に拜した記事、順帝永建元年（一二）、車師後国の八滑を「後部親漢侯」に任じた記事がある。文献に加え、出土印では漢二、青海省上孫家寨匈奴墓出土の「漢匈奴婦義親漢長」後漢印が新たに発見されている。とはいえ、親漢が上に付くとはいえ、与えられたのは都尉、侯、長とさまざまであり、定式があり

そうではない。今は〈大庭書・一〇〇頁〉が引く「魏志」鮮卑伝に、建安年間（一九六―二二〇）、曹操が沙末汗を立てて「親漢王」としたことが「親魏」に連なる、との考えに従うものとする。^⑬

① 「梶山論」表一の内、二は実用の印ではない。四は印影のみで現品はない。印文のうち「奴・鞞」等の文字は他の官印印文と大きく異なり、偽印と考える。二七は後漢印とすべきである（本章、注③参照）。二八・二九は實在不明。三四・三五、三九―四一はいずれも伝世印。三六・三七は《徵存》一五四四と近似する。三七は鈕も異例で、共に蜀漢であろう。

② 「漢書」卷九十四下、匈奴伝下（三八二九頁）「更始二年（二二四）冬、漢遣中郎將歸德侯瓌・大司馬護軍陳遵使匈奴。授單于漢旧制璽、王侯以下印綬、因送云・当余親屬貴人從者。」

③ 「梶山論」表一、二七）が本稿表一、漢四「漢帛義羌長」印を前漢とするのは、漢四印補注のうち、蕭氏の見解からである。しかし、鮮明な印の全形（新疆維吾爾自治區文物事業管理局等編『新疆文物古迹大觀』新疆美術攝影出版社、一九九九年、二二九頁、図〇六一八）に見られる鈕の駱駝の形状や印文から見て、後漢印である。

④ 1 「史記」卷一百一十六、西南夷列伝（二九九七頁）「元封二年（前一〇九）……滇王始首善、以故弗誅。……於是以為益州郡、賜滇王金印、復長其民。」

2 「三國志」卷三十、魏書、東夷伝、夫余条（八四二頁）「……今夫余庫有玉璧・珪・璚數代之物、……其印文言「濊王之印」……」。

⑤ 秋山進午「夫租茂君」銀印再考——二〇〇五年、朝鮮北部旅行から——「『高麗美術館研究紀要』第六号、二〇〇八年、（三三一―四六頁）。

⑥ 葉其峰「古璽印通論」紫禁城出版社、二〇〇三年、一四六頁。

⑦ 1 「漢書」卷六十九、趙充国伝（二九七二頁）「元康三年（前六

三）先零遂与諸羌種豪二百余人解仇交質盟詛。」

2 「後漢書」卷八十七、西羌伝（二八九八頁）「自爰劍後、子孫支分凡百五十種。」

⑧ 「漢書」卷六十九、趙充国伝（二九九三頁）神爵二年（前六〇）秋「……封若零・弟沢二人為帥衆王……」。

⑨ 「後漢書」卷八十九、南匈奴列伝（二九五六頁）「馮柱將虎牙當留屯五原、罷遣鮮卑・烏丸・羌胡兵、封蘇拔烏為率衆王、又賜金帛。」

⑩ 「後漢書」卷九十、烏桓伝（二九八三頁）「安帝永初三年（一〇九）秋、鴈門烏桓率衆王無何、与鮮卑大人丘倫等、及南匈奴骨都侯、合七千騎寇五原、与太守戰於九原高渠谷、漢兵大敗、殺郡長吏。」

⑪ 「後漢書」卷九十、鮮卑伝（二九八七頁）「永寧元年（二二〇）、遼西鮮卑大人烏倫・其至鞞率衆詣鄧遵降、奉貢獻。詔封烏倫率衆王、其至鞞為率衆侯、賜綵綰各有差。」

⑫ 「後漢書」卷九十、鮮卑伝（二九八八頁）順帝永建二年（二二七）、「春……時遼東鮮卑六千余騎亦寇遼東玄菟、烏桓校尉耿种免綬迎諸郡兵及烏桓率衆王出塞擊之、……」

⑬ 「後漢書」卷九十、鮮卑伝（二九八八頁）、永建六年（二二二）「冬、漁陽太守又遣烏桓兵擊之、斬首八百級、獲牛馬生口。烏桓豪人扶漱官勇健、每与鮮卑戰、輒陷敵、詔賜号「率衆君」。」

⑭ 「後漢書」卷九十、鮮卑伝（二九八八頁）「陽嘉元年（二三二）冬、耿种遣烏桓親漢都尉戎朱鹿率衆王咄咄等、出塞抄擊鮮卑、大斬獲而還、賜咄咄等已下為率衆王・侯・長、賜綵綰各有差。」

⑮ 「三國志」、卷三十、魏書、烏丸伝、注の「魏書」曰（八三三頁）「至順帝時、戎朱鹿率將王侯咄咄・去延等從烏丸校尉耿种出塞擊鮮卑

有功、還皆拜為率衆王、賜束帛。」

⑮ 『三國志』卷三十、魏書、烏丸伝、注の「英雄記」曰（八三四頁）

「袁紹遣使即拜烏丸三王為單于、……版文曰「使持節大將軍督幽・青・并領冀州牧阮鄉侯紹、承制詔遼東屬國率衆王頌下・烏丸遼西率衆王蹋頓・右北平率衆王汗盧維……」。

⑯ 『三國志』卷二十八、魏書、毋丘儉伝（七六二頁）「青龍（二三三―三三六）中、右北平烏丸單于寇婁敦・遼西烏丸都督率衆王護留等、皆隨袁尚奔遼東者、率衆五千餘人降。」

⑰ 『後漢書』志第二十八、百官五（二六三―三三三頁）「四夷國王、率衆王、

婦義侯、邑君、邑長、皆有丞、比郡・県。」

⑱ 浅原達郎氏の教示による。

⑲ 陳直「漢晋少數民族所用印文通考」『秦漢史論叢』第一輯、陝西人民出版社、一九八一年、（三三八―三六四頁）。

⑳ 前出、注⑭文獻、三四二頁に「後漢書」卷八十六、南蛮西南夷列伝（二八三五頁）「武帝末、珠崖太守会稽孫幸調幅布賦之、蛮不堪役、遂攻郡殺幸。幸子豹合率善人還復破之……」を引く。

㉑ 前出、注⑭文獻、三五九頁に「漢書」卷十九上、百官公卿表上（七三〇頁）「典客、秦官、掌諸婦義蛮夷、有丞。」を引く。

㉒ 前出、注⑥文獻、一四三頁に、「漢書」卷十七、景武昭宣元成功臣表第五（六五一・二頁）「杜侯復陸支」の功状戸數に「以匈奴婦義因執王從票騎將軍擊左王、以少破多、捕虜三千二百、侯、千三百戸。」また「衆利侯伊即軒」の功状戸數に「以匈奴婦義樓剽王從票騎將軍擊左王、手劍合、侯、千一百戸。」とあるのをひく。

㉓ 『史記』卷二十、建元以來侯者年表第八（二〇三九・四〇頁）には、

宜冠侯と揮渠侯がともに「故匈奴婦義」とあり、王侯級以下の匈奴族人であったことを示す。

㉔ 『漢書』卷六十九、趙充国伝（二九七―三三三頁）「義渠」安国至、召先零諸豪三十餘人、以尤桀黠、皆斬之。……於是諸降羌及婦義羌侯楊玉等恐怒、……是歲、神爵元年（前六一）春也。」とあるが、楊玉への婦義羌侯授与の年は明確ではない。

㉕ 『漢書』卷九十六下、西域伝下（三九一―四〇頁）「至元始中（一一五）、卑爰延殺烏日領以自效、漢封為婦義侯。」

㉖ 『後漢書』卷六、順帝紀（二五八頁）、永建六年（一一三）十二月、日南徼外葉調國・揮國遣使貢賦。」の注に引く『東觀記』に、「……以師会為漢婦義葉調邑君、賜其君紫綬、……」。

㉗ 『後漢書』卷八十七、西羌伝（二八九―八頁）「建武十三年（三七）、広漢塞外白馬羌豪樓登等率種人五千餘戸内属、光武封樓登為婦義君長。」

㉘ 『後漢書』卷八十七、西羌伝（二八八―八〇頁）「永平元年（五八）、……（謂者竇）林為下吏所欺、謬奏上滇岸以為大豪、承制封為婦義侯、……」。

㉙ 『後漢書』卷九十、烏桓伝（二九八―三頁）「安帝永初三年（一〇九）秋、……是後烏桓稍復親附、拜其大人戎朱處為親漢都尉。」

㉚ 『後漢書』卷八十八、西域伝（二九三―三〇頁）「順帝永建元年（一二六）、……（班）勇於是上立加特奴為後王、八滑為後部親漢侯。」

㉛ 『三國志』卷三十、魏書、鮮卑伝（八四〇頁）「建安中（一九六一―二一〇）、因閭柔上貢賦、通市、太祖（≡曹操）皆表寵以為王。厥後死、又立其子沙末汗為親漢王。」

三、魏晉周辺民族官印制度の復元

後漢に代わる新興の魏、およびその後を襲った晋（以下、東晋と記す以外は西晋）が周辺民族へ授与した官印が、それに先立つ漢代の先例に基づき、新たにそれを改変したものであることは言うまでもあるまい。魏晉の周辺民族対策を主題に検討する本稿では、その問題を検討する資料として、魏晉が授与した璽印を博搜することから始めたい。こうした表はすでに〈梶山論〉に掲載されており、屋上屋を重ねるさらいはあるが、氏の表の作成から二〇年近い間の新資料を併せ、更に新たな知見を得る事が出来たところである。

二〇〇八年までの魏晉印の新出資料は表二の通りである。魏印は一三顆で、魏一三印が帰義印であるほかはすべて率善印である。一方、晋印は三三顆ある。これらの璽印によって、魏晉による周辺民族への官位授与体系が完全に復元できる。以下、先ず表二によってその事を説明しよう（説明の便宜のため「率善」「帰義」「親晋」の印文を大字とした、表三も同じ）。

「率善」印 表二、1—(1) は魏の「率善」印である。魏一から一〇までは一字民族印であつて「率善」の後に民族名が来る。魏一一・一二は二字民族名であつて「率善」の前に民族名が来る。この印文配置は先に〈大庭書・一八八頁〉に既に明らかにされたところである。それがそのまま晋代に受け継がれている事は表二、2—(1)、晋率善印に見られるとおりで、晋一から一〇までは一字民族名、一一から一九までは二字民族名である。さらに、「率善」印の官名は邑君・邑長・任長・佰長、それにただ一顆、晋一四の率善中郎将印がある（後述）。

「帰義」印 次は「帰義」印である。表二の1—(2) 魏一三は魏印唯一つの出土「帰義」一字民族名印で、一九八七年に甘肅省西和県で発見された印であり、先に一九九〇年、新潟市で開催された『中国甘肅省文物展』で公表された出土状況などの詳細は未発表である。また、二〇〇五年の『中国美の十字路展』図録の図版〇三四には、晋二一・二七印と併せて並べた鮮明な写真がある。2—(2) 晋二〇から二七までは一字民族名、晋二八から三一までは二字民族名である。

表二、魏晉周辺民族官印表(新出印のみ:太字は筆者説明用)

1-(1) 魏、率善印			文 献
No.	印 文	鈕・材質	
魏1	「魏率善胡邑長」	駝鈕銅印	陝西歷史博物館藏印,1980年<每日拓本壁面展>中=《徵存》1431.
魏2	「魏率善氐邑長」	駝鈕銅印	陝西省旬邑縣底鄉孫家村,1952年出土,『文博』2007-1,18頁,圖4.
魏3	「魏率善氐仟長」	駝鈕銅印	陝西省扶風縣法門鎮張興村出土,『文物』1980-12,53頁,圖7=《集釈》320.
魏4	「魏率善氐仟長」	駝鈕銅印	陝西省長武縣文管所藏印,1976-80年出土,『考与文』1987-2,112頁,圖1-2.
魏5	「魏率善氐佰長」	駝鈕銅印	陝西省岐山縣博物館藏印,1978年蒲村鄉南庄村出土,『文物』1986-11,91頁,圖1.
魏6	「魏率善羌仟長」	羊鈕銅印	陝西省綏德縣博物館藏印,『文博』1990-3,94頁,圖1-5.
魏7	「魏率善羌仟長」	駝鈕銅印	河南博物院藏印,『中原文物』1984-2,113頁,圖15.
魏8	「魏率善羌佰長」	駝鈕銅印	河南博物院藏印,『中原文物』1984-2,113頁,圖16.
魏9	「魏率善氐邑長」	羊鈕銅印	西安博物院展示印,2007年,展示中を突見,写真失敗.
魏10	「魏率善韓佰長」	駝鈕銅印	遼寧省尚志道尚州出土,李賢惠『三韓社会形成過程研究』一潮閣,1984年,107頁.
魏11	「魏匈奴率善仟長」	駝鈕銅印	洛陽博物館藏印,個人採集,1982年寄贈,『中原文物』1993-4,107頁,圖1-1.
魏12	「魏丁靈率善佰長」	馬鈕銅印	黑龍江省チチハル市龍江縣文管所藏,1979年出土,『考古』1988-2,183頁,圖1.
1-(2) 魏、棉羸印			
魏13	「魏棉羸氏侯」	駝鈕金印	甘肅省博物館藏印,1987年,甘肅省西和県出土,『中國甘肅省文物展』新滄No.54.
2-(1) 晉、率善印			
晉1	「晉率善胡佰長」	羊鈕銅印	陝西省麟游縣崔木郷周家堡晉墓出土,『文資叢刊』1,192頁,圖1-5=《集釈》334.
晉2	「晉率善氐邑長」	羊鈕銅印	陝西省隴縣曹家灣鄉出土,『考与文』1982-6,33頁,圖1-11.
晉3	「晉率善氐仟長」	駝鈕銅印	陝西省岐山縣益店鎮附近,1990年出土,岐山博物館藏,『考古』1994-5,404頁,圖1.
晉4	「晉率善氐仟長」	羊鈕銅印	西安博物院展示印,2007年,展示中を突見.
晉5	「晉率善氐佰長」	羊鈕銅印	西安博物院展示印,2007年,展示中を突見.
晉6	「晉率善氐佰長」	駝鈕銅印	陝西歷史博物館藏印,『文博』1997-4,31頁,圖1-21.
晉7	「晉率善羌邑長」	羊鈕銅印	宝鸡市博物館藏印,陝西省千陽県出土,『文資叢刊』1,192頁,圖1-4=《集釈》335.
晉8	「晉率善羌邑長」	駝鈕銅印	河南博物院藏印,『中原文物』1984-2,113頁,圖17.
晉9	「晉率善叟仟長」	駝鈕銅印	陝西歷史博物館藏印,『文博』1997-4,31頁,圖1-23=《徵存》1882.
晉10	「晉率善隗佰長」	獸鈕銅印	1966年,韓國慶尚北道迎日郡新光面馬助里出土,『考古美術』8-1.1967年.
晉11	「晉匈奴率善佰長」	獸鈕銅印	河北省尚義縣七甲村出土,1982年発見,『考与文』1987-3,112頁,圖1右.
晉12	「晉屠各率善佰長」	羊鈕銅印	陝西省麟游縣崔木郷周家堡晉墓出土,『文資叢刊』1,192頁,圖1-6=《集釈》333.
晉13	「晉盧水率善佰長」	駝鈕銅印	陝西歷史博物館藏印,『文博』1997-4,31頁,圖1-24,《徵存》1980.
晉14	「晉鮮卑率善中郎將」	駝鈕銀印	內蒙古涼城縣小孛子灘出土,『文物』1961-9,64頁=《徵存》2019,《集釈》330.
晉15	「晉鮮卑率善邑長」	獸鈕銅印	首都博物館西館二階常設展示印,賀雲澤保規氏敬示,2008年突見.
晉16	「晉鮮卑率善佰長」	獸鈕銅印	河北省尚義縣大青溝鎮安家梁村,1984年出土,『考与文』1987-3,112頁,圖1左.
晉17	「晉蛮夷率善邑長」	駝鈕銀印	湖南省桃源縣漆河鄉玉鳳坪村出土,1978年,次の銅印2顆と同時に発見,報告同1.
晉18	「晉蛮夷率善邑長」	駝鈕銅印	2顆有り.上記,晋17印と同時に発見,報告『湖南考古輯刊』3,276頁,晋17-18共圖1.
晉19	「晉蛮夷率善佰長」	駝鈕銅印	陝西歷史博物館藏印,『文博』1997-4,31頁,圖1-22.
2-(2) 晉、棉羸印			
晉20	「晉棉羸胡王」	駝鈕金印	洛陽博物館藏印,『文物』1980-12,58頁,圖12=《徵存》1824,《集釈》327.
晉21	「晉棉羸氏王」	駝鈕金印	上海博物館藏印,『中國文物精華』1993』17圖=《徵存》1885-1889.
晉22	「晉棉羸氏王」	駝鈕金印	甘肅省西和県出土,『文物』1964-6,59頁=《徵存》1887,《集釈》332.
晉23	「晉棉羸氏王」	羊鈕銅印	首都博物館西館二階常設展示印,賀雲澤保規氏敬示,2008年突見.
晉24	「晉棉羸氏王」	駝鈕銅印	陝西歷史博物館藏印,『文博』1997-4,31頁,圖1-20.
晉25	「晉棉羸羌王」	羊鈕金印	陝西歷史博物館藏印,1980年<每日拓本壁面展>印墨文中.
晉26	「晉棉羸羌王」	駝鈕銅印	陝西白水農民所持印,『考古』1991-3,197頁,圖1-2.
晉27	「晉棉羸羌侯」	駝鈕金印	甘肅省西和県出土,『文物』1964-6,59頁=《徵存》1952,《集釈》331.
晉28	「晉匈奴棉羸王」	駝鈕金印	首都博物館藏印,『文物』1988-6,37頁,圖1-2.
晉29	「晉鮮卑棉羸侯」	駝鈕金印	內蒙古涼城縣小孛子灘出土,『文物』1961-9,64頁=《徵存》2004,《集釈》329.
晉30	「晉烏丸棉羸侯」	駝鈕金印	內蒙古涼城縣小孛子灘出土,『文物』1961-9,64頁=《徵存》1993,《集釈》328.
晉31	「晉蛮夷棉羸王」	駝鈕銅印	陝西歷史博物館藏印,『文博』1997-4,31頁,圖1-19=《徵存》1982.
3 魏晉、國王印			
晉32	「親晉胡王」	駝鈕鍍金	陝西歷史博物館藏印,『文博』1997-4,31頁,圖1-18=《徵存》1835.
晉33	「親晉羌王」	駝鈕鍍金	陝西歷史博物館藏印,『文博』1997-4,31頁,圖1-16=《徵存》1939.

表二、補注: 雜記略称<考与文>=『考古与文物』, <文資叢刊>=『文物資料叢刊』.

魏1・晋25 文獻:『西安古代金石拓本と壁面展圖録』毎日新聞社。魏2文獻:韓建武『歷代官私印集考』。魏3文獻:羅西章『介紹一批陝西扶風出土的漢・魏銅印等文物』。魏4文獻:趙彩秀『陝西長武縣文管所收藏三枚古官印』。魏5文獻:龐懷嶺『陝西岐山縣博物館藏兩方官印』。魏6文獻:王翰章・李林『綏德縣博物館藏印選粹』。魏7・8・晋8 文獻:趙新來『介紹一批古代官印』。魏10 文獻:金洋東『韓國の印章』國立民俗博物館,1987年,190頁, // 『朝鮮王室的印章』韓國故宮博物館,2006年。魏11 文獻:蘇建『洛陽博物館藏印拾零』。魏12 文獻:金鈞・李龍『黑龍江齊齊哈爾市發現「魏」丁靈率善佰長印』。<以下,左頁下段>

表三、《徵存》魏晉週邊民族官印表

注：()鈕・印材相違：[]徵存係補正：太字は筆者説明用
1—(1)、魏、率善印

印文	鈕・材質	《徵存》No.
「魏率善胡邑長」	駝鈕銅印	1428-30-32
「魏率善胡仟長」	駝鈕銅印	1433-41(39獸鈕)
「魏率善胡佰長」	駝鈕銅印	1442-54(44獸鈕)
「魏率善氏邑長」	駝鈕銅印	1455-1459
「魏率善氏仟長」	駝鈕銅印	1460-66(64獸鈕)
「魏率善氏佰長」	駝鈕銅印	1467-1483
「魏率善羌邑長」	駝鈕銅印	1484-1487
「魏率善羌仟長」	駝鈕銅印	1488-1490
「魏率善羌佰長」	駝鈕銅印	1491-99(97羊鈕)
「魏率善叟邑長」	駝鈕銅印	1500
「魏率善叟佰長」	駝鈕銅印	1501
「魏率善倭邑長」	駝鈕銅印	1502
「魏匈奴率善佰長」	駝鈕銅印	1423
「魏屠各率善邑長」	駝鈕銅印	1416
「魏屠各率善仟長」	駝鈕銅印	1417・1418
「魏屠各率善佰長」	駝鈕銅印	1419-1422
「魏烏丸率善邑長」	駝鈕銅印	1402
「魏烏丸率善仟長」	駝鈕銅印	1403-1406
「魏烏丸率善佰長」	駝鈕銅印	1407-1412
「魏鮮卑率善仟長」	駝鈕銅印	1413
「魏鮮卑率善佰長」	駝鈕銅印	1414・1415
「魏奚夷率善邑長」	駝鈕銅印	1424・1425
「魏奚夷率善仟長」	駝鈕銅印	1426・1427

2—(1)、晉、率善印

「晉率善胡邑長」	駝鈕銅印	1845-1850
「晉率善胡仟長」	駝鈕銅印	1851-1861
「晉率善胡佰長」	駝鈕銅印	1862-1865
「晉率善氏邑長」	駝鈕銅印	1898-1905
「晉率善氏仟長」	駝鈕銅印	1906-1910
「晉率善氏佰長」	駝鈕銅印	1911-1924
「晉率善羌邑長」	駝鈕銅印	1954-1961
「晉率善羌仟長」	駝鈕銅印	1962-1965
「晉率善羌佰長」	駝鈕銅印	1966-1972
「晉率善叟仟長」	駝鈕銅印	1874-81・83
「晉率善倭邑長」	駝鈕銅印	2020
「晉率善倭仟長」	駝鈕銅印	2021
「晉率善倭佰長」	駝鈕銅印	2022
「晉率善韓佰長」	駝鈕銅印	2023・2024
「晉率善翁佰長」	駝鈕銅印	2025
「晉匈奴率善邑長」	駝鈕銅印	2042
「晉匈奴率善佰長」	駝鈕銅印	2043-49(43獸鈕)
「晉屠各率善仟長」	駝鈕銅印	2037・2038

「晉屠各率善佰長」	駝鈕銅印	2039-2041
「晉廬水率善邑長」	駝鈕銅印	1974
「晉廬水率善仟長」	駝鈕銅印	1975
「晉廬水率善佰長」	駝鈕銅印	1976-79-81
「晉烏丸率善邑長」	馬鈕銅印	1994-00(95獸鈕, 96・97・00駝鈕)
「晉烏丸率善仟長」	獸鈕銅印	2001
「晉烏丸率善佰長」	獸鈕銅印	2002・03[03馬鈕]
「晉鮮卑率善邑長」	駝鈕銅印	2005-08(05馬鈕, 07龜鈕)
「晉鮮卑率善仟長」	駝鈕銅印	2009-2012
「晉鮮卑率善佰長」	駝鈕銅印	2013-2018
「晉上郡率善佰長」	獸鈕銅印	2050
「晉奚夷率善邑長」	獸鈕銅印	1985
「晉奚夷率善仟長」	駝鈕銅印	1986-90[87有鄰館, 蛇鈕]
「晉奚夷率善佰長」	獸鈕銅印	1991
「晉夫余率善佰長」	馬鈕銅印	2026
「晉高句麗率善邑長」	馬鈕銅印	2027・28(28駝鈕)
「晉高句麗率善仟長」	駝鈕銅印	2029・2030
「晉高句麗率善佰長」	馬鈕銅印	2031
「晉支胡率善邑長」	獸鈕銅印	2032
「晉支胡率善仟長」	駝鈕銅印	2033・2034
「晉支胡率善佰長」	駝鈕銅印	2035・2036

2—(2)、晉、婦義印

「晉婦義胡王」	駝鈕銅印	1825-32(29鍍金) [31駝鈕]
「晉婦義胡侯」	駝鈕銅印	1837-44(38鍍金)
「晉婦義叟王」	駝鈕銅印	1866-68[68獸鈕]
「晉婦義叟侯」	駝鈕銅印	1869-1873
「晉婦義氏王」	駝鈕鍍金	1884・86・88・90-94 (86金, 91・93・94銅)
「晉婦義羌王」	駝鈕銅印	1925-36(27/30鍍金) [30・32, 31・35重複]
「晉婦義羌侯」	駝鈕銅印	1949-51・53(49鼻鈕, 53鍍金)
「晉廬水婦義王」	駝鈕銅印	1973
「晉烏丸婦義侯」	駝鈕銅印	1992
「晉奚夷婦義侯」	駝鈕銅印	1984

3、晉、國王印

「親晉胡王」	駝鈕銅印	1833・34・36(36鍍金)
「親晉羌王」	駝鈕銅印	1937/38・40-48, (45鍍金)
「親晉氏王」	駝鈕鍍金	1895-1897

<右頁下段より> 晋 1-7・12 文獻：陳全方「陝西出土的一批古代印章資料介紹」。晋 2 文獻：高次若・王桂枝「寶鶏市博物館收藏的十方銅印章」。晋 3 文獻：劉少敏・龐文龍「陝西岐山出土西晉官印」。晋 6-9・13・19・24・31~33 文獻：韓建武・胡小群「陝西歷史博物館藏印印叢考」。晋 10 文獻：梅原末治「晉率善韓伯長印」, 岡崎敬「夫祖菟君」, 銀印をめぐる諸問題「朝陽學報」第 4 輯, 1968 年, 57 頁, 第 5 圖。晋 11-16 文獻：吳乃寔他「河北尚義縣出土西晉銅印」。晋 14-29・30 文獻：李逸友「內蒙古出土古代官印的新資料」。晋 17-18 文獻：桃園泉文化館「桃園泉發現漢代銅器和晉代印章」。晋 20 文獻：賀官保・陳長安「洛陽博物館藏官印考」。晋 22-27 文獻：薛英群「晉婦義羌侯印與晉婦義氏王印」。晋 26 文獻：任樹民「陝西白水發現「晉婦義羌王」印」。晋 28 文獻：姜東方「晉匈奴婦義王」金印。

「率善」印、「帰義」印併せて、一字民族名は胡・氐・羌・叟・倭・穢・韓の七民族、二字民族名は匈奴・丁靈・屠各・盧水・鮮卑・烏丸・蛮夷の七民族となる。そして、「帰義」印の官名はすべて王または侯である。このように、「帰義」印は王侯へ与えられ、「率善」印はその下級の邑君以下と中郎将へ与えられたことは先に〈梶山論〉にあるとおりである。

「親魏晋」王印 その〈梶山論〉以降に新たに公表されたのが表二の3、晋三三・三三三、親晋某王印である。この印の魏の出土印は無いが、文献では、かの親魏倭王印と親魏大月氏王印があり、次項で述べたい。

既発表の晋印で唯一例外となるのは、「蛮夷（弟）侯印」蛇鈕金印である。湖南省平江県梅仙鎮鍾家村発見として『中国文物精華——一九九三』^①に掲載され、一九九〇年発見、年代を西晋と記載されている。しかし、西晋の印制であれば、「晋蛮夷帰義侯」とあるべきところ、この印には「晋」字も「帰義」字も無く、逆に「印」字が入っている。新出印は勿論、『徵存』が載せている二百数十顆の晋印のうち、印文の頭に「晋」の付かない印は一顆も無い。東晋か、むしろ「蛮夷邑長」印（『徵存』一五四一）や「蛮夷里長」印（『徵存』一五四二）がみられる三国、蜀漢の印がより妥当と判断し、晋印から除外する。

国王印と王侯印 表二において「帰義」王侯印と、「親魏晋」王印の二種があることが明らかとなった。この二種の王、王侯印にはどのような区別があるのであろうか。

「帰義」王侯印の魏における給付の実例は、『三国志』鮮卑伝にある、東部鮮卑大人素利・彌加を文帝曹丕が立てて帰義王とした記事からであろう。^②さらに、鮮卑伝には、明帝、青龍元年（三三三）、鮮卑大人軻比能に叛いて魏に降った泄帰泥が、帰義王に拜された記事がある。^③魏晋における帰義王侯の誉称が確立されるのは、すでに建国最初の文帝の時以来であるのは確実である。さらに、『三国志』東夷・韓伝に、魏帰義侯の官があるが、これについてはのちに改めて触れたい。

もう一種の「親魏晋」王印が、〈大庭書・九九頁〉にあるごとく、「親漢都尉」、「後部親漢侯」など、後漢の文献にはじまることはすでに述べた通りである。〈大庭書〉には、建安年間（一九六―二〇〇年）、曹操が鮮卑大人厥機の後、その子

の沙末汗を立て、「親漢王」とした記載を引くが、これによって、魏晉の「親魏・晋十民族名十王」の称号がすでに曹操によって、おそらく「親漢鮮卑王」として、後漢末期に授与されていたことが明らかである（第二章、注③）。即ち「帰義」王侯印と共に、「親魏晋」王印が後漢末以降、魏初にかけて成立していたことが明確となった。さらに、「大庭書」は、手塚隆義氏の論考を引き、^④明帝太和三年（二二九）、大月氏王波調に「親魏大月氏王」印が与えられたことを記す。「大庭書」は続いて、他にも「親魏車師後部王」印の実在を考えている。その理由として、「大庭書・一〇一頁」は大月氏国が配下に四か国、^⑤倭国が『魏志倭人伝』に見られるごとく配下に八か国以上と、多数の国を統率する大国が「親魏」某国王印を受けているところから、配下に六か国を統率した車師後部国王耆多羅が受けた魏の王印は「親魏車師後部王」印であった可能性が高いとしている。^⑥このように幾つもの国を統属した国王に「親魏」某国王という王位を与える事が、魏の周辺民族政策であった可能性を「大庭書・一〇二頁」は述べるが、従うべきであろう。

これに対し、先に見たように、『三国志』鮮卑伝の鮮卑大人素利・彌加、また、軻比能に叛いた泄帰泥などが得た「帰義王」は、いずれも鮮卑全部族を統括するものではなく、いずれもそのうちの一族の支配者に過ぎない。このように、民族全体や周辺諸国を統一支配する王に「親魏晋」王印、その王の下で民族の一部分を支配する王ないし侯に「帰義」王侯印、と区別がされていることが明らかとなった。これによって、「親魏晋」王印を以下、「国王印」と称することとする。また、このことは、『後漢書』百官志で四夷国王、率衆王、帰義侯、邑君、邑長の五ランク付けであった四夷のランクが、魏（晋も同様）においては、四夷国王、帰義王・侯、率善邑君・邑長以下、の三ランクに区分され直したことになるのである。

魏晉周辺民族官印制度の復元 表二の出土璽印表によって、魏晉が周辺民族へ授与した璽印が「率善」印と「帰義」印それに「国王」印の三ランクであることが復元出来た（以下、「官印制度」と略称）。そのことは新出印のみでなく、伝世印も同様であることが表三掲載の《徵存》魏晉周辺民族官印表によって明らかである。表三は表二と同様、1—(1)が魏

率善印、2—(1)が晋率善印、2—(2)が晋帰義印である。表二に一例だけあつた魏帰義印は《徵存》には無い。3の国王印も表二と同様親晋のみで魏魏はない。勿論の事、表二の新出印で検討した一字・二字民族名による「率善」、「帰義」の前後配置、率善印が邑長以下、帰義印が王侯のみ、親晋王印が国王のみである事も全く同様で、少なくとも本稿で検討した魏晋印に限って、出土印と伝世印が全く齟齬無く一致した《官印制度》を復元することが出来た。

しかしながら復元できた《官印制度》は、その三ランクが、必ず一揃いで各民族に与えられたというものではなく、授与基準に合致した部分が与えられ、合致しない部分は与えられなかったことは言うまでも無いところである。

- ① 『中国文物精華』一九九三、文物出版社、一九九三年、一一八図。
- ② 『三國志』卷三十、魏書、鮮卑伝(八四〇頁)「文帝(曹丕)立素利・彌加為帰義王。」
- ③ 『三國志』卷三十、魏書、鮮卑伝(八三六頁)「……(泄)帰泥叛比能、將其部衆降、拜帰義王……。」
- ④ 手塚隆義「親魏倭王考」『史苑』二三卷一、一九六三年(二四—三七頁)。
- ⑤ 『三國志』卷三十、魏書、東夷伝(八五九頁)注、「魏略」西戎伝「南道西行、……皆并属鄯善也。……皆并属于寗。罽賓国・大夏国・高附国・天竺国皆并属大月氏。」
- ⑥ 『三國志』卷三十、魏書、東夷伝(八六二頁)注、「魏略」西戎伝「北新道西行、至東且彌国・西且彌国・卑桓国・畢陸国・蒲陸国・烏貪国、皆并属車師後部王。王治于頼城、魏賜其王名多難守魏侍中、号大都尉、受魏王印。」

四、魏晋周辺民族官印の問題

前章で作成した表二・三に見るごとく、魏と晋では新出印の数と伝世印の数に大差はあるものの、両者併せて全く同一の体系であつて、その間にいかなる差異も認められない。この統一性は先ず魏が全形をつくり、それをそのまま受容し、引き継いでいったのが晋であることを明確に示している。また、大庭氏が見出した率善印における民族名の配列基準が、帰義印でも同様に統一されていることが明らかになった。このように魏印と晋印の《官印制度》は完全に同一である。そしてまた、どの周辺民族に対しても全く区別無く、すべて同一の基準が当てはめられていることが判明する。以下に、そのほか筆者の気付いたいくつかの問題に触れてゆきたい。

官印の身分呼称の問題 周辺民族へ授与された官印の身分呼称として良く知られているのは、先に述べたごとく『後漢書』百官志、四夷の項の「四夷国王、率衆王、帰義侯、邑君、邑長、皆有丞、比郡県。」（第二章、注⑩）である。しかし、任長、佰長は、それとは別に、より早い『漢書』匈奴伝に記す「諸二十四長は亦各自、千長、百長、什長……を置く。」の匈奴の官制に基づく北方遊牧民族の部落組織中の下位者の呼称であり、戦時には末端軍事組織であるが、平時は下部統治機構として機能したものであろう。また、同様の表記が『漢書』西域伝にあることも良く知られているよう^①。その呼称とやや異なるが、葉其峰氏は『三国志』、魏書、烏丸伝の注に引く『英雄記』の、烏丸は「始め、千夫長、百夫長有り、以て相い統領す……」をひいて、烏丸にも匈奴と同様に固有の官制があり、軍官であったと述べる^②。

『後漢書』の帰義侯、邑君、邑長はいずれも後漢の設置であり、郡県に比すと記され、かれらを首長とする国や邑が、諸民族の統治組織であることは明らかである。さらに、それが次の三国・魏代に引き継がれたことも、『三国志』韓伝に楽浪・带方郡平定の後、諸韓国最高位の臣智に邑君、臣智より下級の首長に邑長の印綬を加えた事で明らかである^③。

後漢において「率衆」の称号が王のみでなく、侯・長までいたっている事はすでに明らかにしたところであるが、それより下位の身分呼称は文献では明らかでない。魏晋における率善印で、邑君、邑長の下位に任長、佰長が置かれている事は、元来北方遊牧民族の統治組織に使われていた呼称が、その他の周辺民族全般に広げられた事を示す。そうした諸民族において、少なくとも魏との力量の差異から考え、統制可能との判断が有ったものと考ええる。そうした周辺諸民族の統治組織の中に、数少ないが中郎将・校（郡）尉が加えられた例が僅かにある。この問題は、後の率善中郎将印の問題の中で改めて検討することとしたい。

率善印の問題 すでに第二章の漢の率善印の項で検討したごとく、『大庭書』一八九頁の、「率善」の称号が魏からはじまる、とする見解に対し、漢六「漢率善羌長」印の新出土によって、すでに後漢中期過ぎから始まっていることを指摘し、大庭氏の論を訂正した。また前章で、魏晋では「率善」印が王侯には用いられず、それ以下の邑君、邑長、任長、佰

長への称号であることを明らかにした。周辺民族への中郎将印も数は少ないが、同様に「率善」で王侯よりは一段下なのである。

「率衆」は衆を率いるのであるからむしろ王侯にこそ相応しい称号である。それに対し、王侯より下位に与えられた「率善」は善に付く、あるいは善に循う（大庭書・一八四頁）であり、先の陳直氏の『後漢書』西南夷伝、珠崖太守の子の豹が善に率う人を率いて報復した、にあるごとく、衆を率いるのではなく、個々人の善に率う方が適切であろう（第二章、注②）。

帰義印の問題 第二章の漢の帰義印の項で検討したがごとく、葉氏が述べる武帝代の匈奴戦争に参加した帰義王や、（栗原論）の帰義王それに故匈奴帰義などは、いずれも対匈奴戦争の中の称号である。彼等はその戦功によって、前漢の列侯になったのであって、周辺民族へ授与された称号とはことなる。しかし『漢書』趙充国伝（第二章、注②）の帰義羌侯楊玉や、西域伝、烏孫国の条（第二章、注②）の帰義侯卑爰寔で見られるように、すでに前漢後半に、周辺民族に帰義侯が与えられたことが判明する。このように率善と帰義の称号はいずれも漢代にその起源が見られるのである。

率善中郎将印の問題 大庭氏はこの印の性格を明らかにするため、事前に漢魏の中郎将・校尉の状況を論じた論考を発表され、^④その上で倭人伝の中郎将を論じられた。その頃盛んであった邪馬台国論争の中で、漢代の中郎将の地位の高さと、それに比べ、魏が倭国の難升米や掖邪狗に与えた中郎将、さらに牛利への校尉が、はるばる遠い倭国からの遣使に対する魏側の最大の優遇の一つである、という考えに対する反論の意味が強い。前漢における中郎将は、後漢から魏にかけて量産され、その地位は大幅に低下した。とはいえ、なお軍事上における中郎将の地位は重要で、（大庭書）における議論が、充分に氏の目的を達したとは読めないところである。

〈大庭書〉があげているのは、一九五六年、内蒙古涼城县出土の晋一四「晋鮮卑率善中郎将」銀印の唯一例のみである。そこにはその銀印のほか、晋二九「晋鮮卑帰義侯」金印、晋三〇「晋烏丸帰義侯」金印が、背面に「猗屯金」と刻出した

獸文金飾牌等と伴出している。これら遺物が『魏書』帝紀・序紀^⑤にある拓跋鮮卑の桓帝猗屯が、西晋末に并州刺史司馬騰を助け、匈奴劉淵の部将蔡母豚を斬つて劉淵を敗走させた功により、西晋から大単于の金印紫綬を得た時のものであることは、既に宿白氏によって明らかにされているところである。しかし、晋末のこの印については、魏の場合とは別途に考える必要があり、後に触れたい。

出土印が唯一例と数少ないのみならず、文献においても中郎将印の授与が記されたのは、『魏志倭人伝』のほかは、同じ魏志・韓伝（八五〇頁）の、併せて二例のみであつて、しかもそれは他に例が無い特別な授与なのである。

韓伝の原文は次のごとくである。「其官有魏率善邑君、帰義侯、中郎将、都尉、伯長。」伯長は伯長であるほか、それらの印については倭国との関連もあつて、これまでに多くの研究が積み重ねられている。しかし、本稿では筆者が解明に成功した〈官印制度〉に基づき、倭と韓に共通する課題として検討を進めたい。すでに表二で見たとく、実際に発見されている璽印から、〈官印制度〉が適用された民族は一四民族にのぼる。表三の伝世印の民族からはさらに五民族が加わることとなる。それらはすべて国王、帰義王侯、率善邑長……以下と、どの民族に対しても整然と一律の秩序が保たれている。そのなかで、韓と倭のみに例外として中郎将・校（都）尉^⑥が配された処置には、何らかの考察が必要であらう。

第一に韓も倭も、どちらも魏にとつて最も新しい冊封国であることである。それまで公孫氏の支配下にあつた韓が魏の支配下に入ったのは、ようやく景初元・二年（二三七・八）、带方郡の占領からである。倭国はその翌年からとなる。先に〈官印制度〉の成立過程で論証したごとく、魏による〈官印制度〉は間違いなく、魏の成立当初には完成していた。韓と倭が魏の藩屏に加わつたのは〈官印制度〉が出来上がつてから後となる。第二は共に、魏からは遙かなアジア東北縁辺端にある遠隔地であることであらう。しかもその位置は朝鮮半島南半と、そこから更に南、東南大海の中の山島で、郡からは万二千余里ある。魏からは呉の領域の会稽・東冶の東にあると認識された。第三は韓と倭は、魏の周辺民族では珍しい定住農耕民族であることである。北方の遊牧・半農半狩を主とした人々や、西方の半農半牧の人々とはまた異なつた対応

が必要な地域なのである。

韓と倭は以上のごとく新たな藩屏で、且つ地続きで国境を接した周辺民族とは異なり、魏本土からは遥かに遠く、しかもその他の周辺民族とは異なり、土地に執着した生業を営んでいる。それにしても、「率善」が付くとはいえ、例外的な中郎將と校(郡)尉という武官を任命したのはなぜか。それまで大陸の戦火の全く及ばなかった韓と倭は、魏から見て驚くほど軍事に疎かったに違いない。軍事担当者の名称を内臣と同一にしても、韓と倭に先ず自国の自衛を求めたものと考えたいところである。そうした方策に、公孫氏専権下の旧帯方郡の統治経験が影響した可能性があるが、それを立証するすべはない。既存の〈官印制度〉のみからでは、内外両面からの安全保持に迅速に対応出来難い、新帰附の両国への応急対応策であろう。早く魏初に完成していた〈官印制度〉は統治のための制度であって、軍事は考慮外なのであった。

すでに〈武田論〉にも詳述されているように、韓伝の魏由来の官名は本来の順序とは異なる。ここに韓の問題を論じるゆとりはないが、官印に関しては、先述のごとく、景初元・二年の公孫氏攻撃の際、海路楽浪・帯方郡を占領した魏が諸韓国の臣智に邑君の称号を加えている(注③参照)。諸韓国は邑君を頂点とした統治機構となる。しかも、後漢末以降公孫氏専権下において、魏とは異なる官制が施行せられていた可能性を考える必要があるが、韓伝の官名とその順序は、中郎將・都尉と同様、その反映と考えて取り扱うしかなからう。^④

一方、先に保留した鮮卑猗毳部への「率善中郎將」銀印は唯一の出土例であり、しかも西晋末の北方遊牧民族活動期であって、むしろ晋側から軍事権を鮮卑へ譲渡したとも考えられるもので、魏の中郎將授与とは別と考える。

金銀印の問題 中郎將印が「率善」の称号を付けることで明らかのごとく、熹義王侯印より下で邑君・長以下と同様の第三ランクに位置付けられていることを明らかにした。それでは、その位置は邑君・長はともかく、邑佰長なども同格なのであるか。中郎將印の実物印は前述の内蒙古涼城県出土の「晋鮮卑率善中郎將」印しかなく、印材は銀である。文献上から印の材質が確認できるのは『魏志倭人伝』に記載される倭国の第一回遣使使者に与えられた「率善中郎將」と

「率善校尉」の二印で、共に銀印であつて内蒙古涼城県出土の中将印と同一である。中将将、校尉が共に銀印であることは、通常漢の内臣の中将将・校尉の秩が比二千石であり、『漢書』の百官公卿表上に、吏の秩、比二千石以上は皆銀印青綬^⑩とあるものを外臣の周辺民族へ援用したものと考えられる。

表二に見るごとく、多数の率善印のうちでほかに銀印であるのは、湖南省桃源県出土の晋一七「晋蛮夷率善邑君」駝鈕銀印唯一例のみである。此処からは同時に晋一八「晋蛮夷率善邑長」駝鈕銅印が二顆出土している。邑君印と邑長印を同時に授与するとき、邑君の方が邑長より上位に有ることを示すため、邑君印を銀印にしたものと理解できる^⑪。同様な配慮が同じ率善印の中で、中郎将・校尉印を印材の質によつて区分したものと考えたいが、何分例数が少ない憾みが残る。

「帰義王侯」印は、魏印が一顆の他はすべて晋印で、新出伝世併せて六四顆あるうち、金印、鍍金印共九顆ずつある。「国王印」では「親魏倭王」印が金印であることは肯けるところである。もう一顆の「親魏大月氏王」印の印材が文献に記載されていないのは残念である。前述の内蒙古涼城県の鮮卑桓帝猗屯への一括遺物のうち、失われた「大单于」印は文献に金印と記されている。魏の「国王印」は出土印が無い。晋代の「国王印」は新出、伝世併せて一九顆ある。そのうち、金印は七顆あるが、すべて純金ではなく、鍍金の印である。「帰義王侯」印が金印、鍍金印共九顆ずつあるのに対し、「親晋国王印」に純金印が無いのは、周辺民族と係わる余裕を無くした晋の政治情勢によるものであろうか。勿論、表二からうかがえるごとく、未報告の璽印が各地にまだ有ろう。今後の資料の増加を待ちたい。

- ① 1 「漢書」卷九十四上、匈奴伝上（三七五一頁）「語二十四長、亦各自置千長・百長・什長・裨小王・相・都尉・当戶・且渠之屬。」
 （『史記』卷一百十、匈奴伝（二八九一頁）では、『漢書』の相と都尉の間に封が入る。）
 2 「三國志」卷三十、魏書、烏丸伝（八三四頁）注の『英雄記』袁紹、版文「……始有千夫長・百夫長以相統領、……」。

- ② 1 「漢書」卷九十六下、西域伝下（三九二八頁）「最凡國五十。自詠長……百長・千長……」。

- ② 1 葉其峰「古代越族与蛮族的官印」王人聰・葉其峰『秦漢魏晉南北

- ③ 「三國志」卷三十、魏書、東夷伝、韓条（八五一頁）「景初中（二三七—三三九）、明帝密遣帶方太守劉昕・楽浪太守鮮于嗣越海定二郡、諸韓國臣智加賜邑君印綬、其次与邑長。」

④ 大庭脩「漢の中郎將・校尉と魏の率善中郎將・率善校尉」『史泉』第四二号、一九七一年（五一—三二頁）。

⑤ 『魏書』卷一、帝紀・序紀（六頁）、「十一年（三〇五）、劉淵攻司馬騰、騰復乞師。桓帝以輕騎数千救之、斬淵將蒞田豚、淵南走蒲子。晋仮桓帝大单于、金印紫綬。」

⑥ 宿白「盛楽・平城一帯的拓跋鮮卑——北魏遗迹——鮮卑遗迹輯録之二——」『文物』一九七七年第二期、三九頁、図二・三。なお、張景明「内蒙古涼城県小櫛子灘金銀器窖藏」『文物』二〇〇二年第八期（五〇—五二頁）に遺物再録。

⑦ 1 従前の研究成果に韓国での研究も含め、改めてこの問題を展開した論考に、武田幸男「三韓社会における辰王と臣智」『東京大学文学部朝鮮文化研究室紀要「朝鮮文化研究」第二・三号、一九九五・九六年（以下、〈武田論〉と略称）がある。
2 〈武田論・上二六頁〉に、魏が漢・倭に「中郎將」を授与したの

五、倭国受給の魏印とアジア東北縁辺部の情勢

『魏志倭人伝』に記載された第一回倭国遣使の際、魏から授与された官印は三顆に過ぎない。しかし、上述のごとくそれぞれ印文はもとより、材質、綬帯に至るまで詳細な記載があり、「婦義」印を除いて、「率善印」、「国王印」の比定に関し、文献上、大きな役割を果たすものであった。ここに改めて、倭の三印に検討を加えたい。

親魏倭王印 魏の対外官制の中で「国王印」が最上位に位するものであることは、すでに述べた通りである。「親魏大月氏王」が配下に四か国を置き、〈大庭書・一〇二頁〉が推定した「親魏車師後部王」が六か国を配下にする。それに対し、「親魏倭王」は『魏志倭人伝』によると、対馬国からはじめ、邪馬台国に至るまですでに八か国がある。そのあとに女王国より以北の旁国として斯馬国から奴国まで列挙された国々は二か国に達する。詳細不明の旁国は別としても、魏

は中国最初の例外、と指摘している。

⑧ 〈武田論・上二七頁〉に『徵存』一五〇六「率善都尉」印を引く。しかし、魏の文字が無く、民族名も無く、鈕も鼻紐で周辺民族印としては疑問があり、筆者は採用し難い。

⑨ 1 〈武田論〉と同様、従前の研究成果に立脚し、辰王の官制を論じた論考に井上幹夫「魏志」東夷伝にみえる辰王について」竹内理三博士古希記念会編『統律令国家と貴族社会』吉川弘文館、一九七八年（六一—一六四〇頁）がある。

2 〈武田論・上二六頁〉に、婦義侯を公孫氏由来の官とし、魏が新たに最高官位とした邑君の次に位置付けられた、とする。

⑩ 『漢書』卷十九上、百官公卿表上（七四三頁）「凡吏秩比二千石以上、皆銀印青綬、……」

⑪ 前出、注③文献の「臣智に邑君、其の次に邑長」の場合も同様、邑君が銀印で邑長が銅印であったのではなからうか。

の使いが親しく見聞した国は八か国である。それらの国々の実際の政治組織はともかく、支配する国々の数の上では諸方の大国と肩を並べている。それらを統合する盟主として倭の女王卑弥呼に、最高位の「国王印」を与えるのは、魏側からは当然であろう。そのことは、ほぼ同時に魏の支配下となった諸韓国が幾つもの国に分かれたままであり、それらを統一する国王が無いことよって、邑君止まりであることから判明しよう。これまで『魏志倭人伝』研究論者の多くが主張したのは、魏が倭と呉の連携を慮り、倭を厚遇する事でその連携を防ごうとした、とする考えであるが、筆者は単純に〈官印制度〉国王印の授与基準を重んじたい。

率善中郎将・校尉印 倭の朝貢の使者、難升米と都市牛利に与えられたのは、共に「率善」印の中郎将と校尉印である。しかし、どちらも銀印であって、第三ランクではあるが、そのなかでは上位で、第二ランクの帰義印との中間であるといえようか。印文は「魏率善倭中郎将」と「魏率善倭校尉」であったであろう。

ところで『魏志倭人伝』によると、正始四年（二四三）の第二回遣使に際し、掖邪狗ら八人が皆、中郎将印を受けたとある。この八人が『魏志倭人伝』に詳細が記載される、対馬国以下邪馬台国までの八か国代表と考えるのは穿ち過ぎであろうか。すでに中郎将は難升米が貰っているので、これで一挙に九人となった。ではこれらの中郎将は皆、同格なのであるか。正始六年（二四五）、魏から詔書をもつて難升米に黄幢が下賜された。また、正始八年（二四七）、狗奴国との内乱の激化に際して、帯方郡から派遣された張政等が詔書や黄幢を拜仮したのは、やはり難升米である。同じ中郎将ながら、どちらも難升米が魏との窓口となっているのは何故か。単なる先任と後任とも解される。『魏志倭人伝』には掖邪狗らの中郎将印の詳細を記載していないので、以下は推測に過ぎないが、同じ中郎将ながら掖邪狗らのそれが銅印黒綬であれば、難升米とははつきりと、上下の関係が成立する事となるのであるが。

魏晋時代の官位の安売りの例としてよく引かれるのは、呉のはじめ、偽って内応を持ちかけた周魴が、魏の曹休に賞賜として要求した「將軍侯印五十紐、（中）郎將印百紐、校尉・都尉印各二百紐」であろう^①。この策略が見破られなかった

ところを見ると、同時に多数の印を授与することに、それほど大きな抵抗は無かったものであろう。

アジア東北縁辺部の情勢 後漢末期から、魏の背後の遼東一帯を公孫氏が支配する状況が大きく動いたのは、公孫淵が呉から燕王に推戴され、魏に対する対抗の姿勢を強めたからである。青龍二年（三三四）、諸葛孔明が五丈原で死去し、魏は東方計略にとりかかる。景初元年（三三七）には公孫淵が燕の国号をたて、紹漢の年号を用いている^②。しかし、その翌年における司馬懿の攻撃により、公孫淵は遂に滅びた。このとき、同時に魏の新任楽浪太守鮮于嗣と帯方太守劉昕は、明帝の命を受け、海路楽浪・帯方郡を占領している。この時、諸韓国の臣智には邑君、臣智より下級の首長に邑長の印綬が与えられていた（第四章、注③）。倭国の女王卑弥呼の使者が帯方郡に詣り、魏への朝貢を願ったのは翌景初三年のことである。

次の大きな変動は、正始五年（二四四）、魏による高句麗討伐である。毋丘儉は丸都城を攻略したが、高句麗の再起を知り、翌年、再び高句麗を攻め、配下の玄菟太守王頎は、単身脱出した高句麗王位宮を追い、東沃沮から遠く挹婁まで至っている^④。併せて、もと楽浪郡の領東七県で、在地首領の支配にゆだねられていた濊が、高句麗に助力したとして楽浪・帯方郡の軍に征服された^①。この濊の滅亡の後、正始七年（二四六）、領土問題の処理で韓の臣智の怒りを買い、帯方郡の嶠離營が攻撃され、帯方太守弓遵と楽浪太守劉茂は兵をもつて戦い、二郡はついに韓国を滅ぼしたが、その際、弓遵は戦死している^⑤。魏志・韓伝（八四九頁）に「其民土著」とある。通訳による誤解がもとであっても、定住農民がその土地を奪われる危機にある、と解すれば、それは単なる「属郡」の移動ではなく、死を賭して戦う事となるう。

正始八年（二四七）、弓遵の後、帯方太守に着任したのは、先に高句麗王位宮を遠く追い詰めた王頎である。この頃までに高句麗は魏に惨敗し、濊も楽浪・帯方に降り、帯方郡の管轄するところの韓も一旦滅ぼされ、郡の統制のもとに置かれている。遼東から東へは、朝鮮半島の多くの部分まで魏の力が及んでいるのである。卑弥呼が使いを派し、かねて不仲の狗奴国と戦端が開かれたことを告げたのは、このような情勢の中なのである。

このとき黄幢と詔書を持つて郡から塞曹掾史の張政が派遣された。「塞曹」は郡県の下級官吏で、画像では内蒙古ホリ
 ンゴル後漢壁画墓の、前室東壁南端から南壁東端にかけての壁画上方に描かれた幕府東門付近の附属建物の一つに「塞
 曹」の文字が書かれている。^⑥ 派遣されたのは下級官吏で、沈仁安氏がいうような軍事使節とはとてもいえない。^⑦ しかし、
 かねて不仲の狗奴国との戦端が開かれたまさにその時に、帯方郡から派遣された使者である。その使者は、魏朝廷の詔書
 と黄幢を背負い、宗主国の魏国から派遣され、それを難升米に授け、さらに檄を發している。それは局地の紛争を収めよ
 うとする魏側の介入に他ならない。倭国での窓口となったのは、難升米が任命されていた率善中郎将なのである。魏があ
 らかじめ任命しておいた中郎将や校（都）尉はやはり、そうした軍事上の危急の時の窓口の役割だったのである。

① 『三國志』卷六十、吳書、周魴伝（二三九〇頁）「其七曰：今奉大
 事、自非爵号無以勸之、乞請將軍・侯印各五十紐、郎將印百紐、校
 尉・都尉印各百紐、……」

② 〈大庭書・八三頁〉の記述に、紹漢の年号を三三八・三三九年と誤
 るのは、『三國志』卷八、魏書、二公孫伝（二五四頁）の注に引く
 『漢晉春秋』の「公孫淵自立、称紹漢元年。……」という記述が、本
 文の景初二年（三三八）六月の項のあとに付けられているからであろう。

③ 『三國志』卷二十八、魏書、毋丘儉伝（七六二頁）「正始中（二四
 〇―二四八）、儉以高句驪數侵叛、督諸軍步騎萬人出玄菟、從諸道討
 之。句驪王宮將步騎二萬人、進軍沸流水上、大戰梁口、宮連破走。儉
 遂東馬臯車、以登丸都、屠句驪所都、斬獲首虜以千數。……儉引軍還
 六年（二四五）、復征之、宮遂奔賈溝。儉遣玄菟太守王順追之、過沃
 沮千有余里、至肅慎南界、刻石紀功、刊丸都之山、銘不耐之城。」

④ 『三國志』卷三十、魏書、東夷伝、韓条（八四九頁）「正始六年
 （二四五）、樂浪太守劉茂・帶方太守弓遵以領東濊屬句麗、興師伐之、
 不耐侯等率邑降。其八年、詣闕朝貢、詔更拜不耐濊王。」

⑤ 『三國志』卷三十、魏書、東夷伝、韓条（八五一頁）「部從事吳林以
 樂浪本統韓國、分割辰韓八國以与樂浪、吏訳転有異同、臣智激韓忿、
 攻帶方郡崎離營。時太守弓遵・樂浪太守劉茂興兵伐之、遵戰死、二郡
 遂滅韓。」

⑥ 1 内蒙古自治区博物館文物工作队『和林格爾漢墓壁画』文物出版社、
 一九七八年、本文一八頁、図三六。ただし、印刷が悪く、図は明
 瞭でない。

2 吉本道雅氏の教示による「塞曹」の石刻・漢簡に次のものがある。
 （1）永田英正編『漢代石刻集成』同朋舎出版、一九九四年、図
 版・釈文編、二四八頁、「曹金禪禪陰」に「塞曹史」。（2）謝桂
 華・李均明・朱国昭『居延漢簡釈文合校』文物出版社、一九八七
 年、二五四頁、簡一五五・一四A、簡一五五・一四Bに「塞曹
 史」。（3）吳昶驥・李永良・馬建華『敦煌漢簡釈文』甘肅人民出
 版社、一九九一年、五三頁、簡五一八に「塞曹」。

⑦ 沈仁安著、藤田友治・藤田美代子訳『中国からみた日本の古代』ミ
 ネルヴァ書房、二〇〇三年、一四一頁。

本稿が目指したものは、これまでさまざまに論じられてきた、魏から倭国へ与えられた親魏倭王以下の印綬で示される倭の力が、魏の周辺民族政策の中でどのような位置にあたるのか、を明らかにすることである。それには魏が周辺民族に対して行った施策の様相を明らかにすることが何より必要なことである。とりわけそれが明確にあらわれるのは、魏に親しんだ周辺民族に与えた処遇であろう。具体的には、文献に記載された、周辺民族に対して授与された官爵の記載を基にし、それを実際に示す、魏が周辺民族へ授与した官印の实物資料を幅広く収集して体系付けることである。さらに資料の不足を伝世印によって補うことであつて、すでに早く〈大庭書・一八五頁〉に方法が示されているところである。

〈大庭書〉以降の新旧印を集成することは〈梶山論〉に一九九〇年初までの集成があるが、すでに紹介したように、その論考は華南の蛮夷印の研究を主目的としたもので、魏晋周辺民族官制の全貌の解明を目指した本稿の目的とは、まるで異なる。改めて本稿表二において、二二〇〇八年までの魏晋周辺民族官印を再度収集したところでは、〈大庭書〉の刊行から四〇年近くを経過した間に、新出土ないし新報告された魏晋の璽印資料はその年数を越えるまでになった。更に加えて、その間に中国における璽印研究が進捗し、《徵存》のごとき信頼すべき印譜資料が刊行された。今や改めて〈大庭書〉の方法で本来の目的を実現できる条件がおおよそ整った。本稿は、その方法を愚直に実践した結果に過ぎない。

表二(新出)・表三(《徵存》)の魏晋周辺民族官印表がその成果である。それによって、魏晋の周辺民族への官印は、一、民族全体や周辺諸国を統一支配する「国王印」。二、国王の下で部族長をつとめる「帰義王侯印」。三、邑君以下と中将將に与えられる「率善印」の三段階に整然と区分されることを明らかとした。このことは同時に、書き記されていない魏代百官志の、四夷の項を復元したものに他ならない。これを前・後漢代においては、先に述べたごとく、若干の統一的配慮がうかがえる以外、明確な統一性を見出すことが現状では難しいことと比べると、大きな違いである。

以上、本稿の目的とした魏朝の周辺民族に対する処遇全体の中で、『魏志倭人伝』に記される「親魏倭王」印は最高ランクの「国王印」であり、「魏率善倭中郎将」印と「魏率善倭校尉」印は第三ランクの「率善印」となる。魏の景初年代、韓と倭は最も新しい藩屏となった。しかし、「国王印」は韓になく、倭にはある。一方、第二・三ランクの統治にあたる官印は、韓にはあるが倭にはない。共通するのは武官系統の中郎将と校（都）尉印である。そうした違いは、魏側が冷静に当時の韓と倭の内実を判断した結果であろう。つまり中郎将と校尉の「率善印」は、韓と倭が望んで得たものではなからう。その中郎将がどのような役割を果たしたかは、『魏志倭人伝』に記されている通り、狗奴国との抗争に際し、魏の詔書、黄幢、さらには檄を受ける窓口となったことで明らかであろう^①。授与に当たったの詔書に「遠きを涉り、道路勤勞」とあって、この任命を遠路の勞による優遇と考えている論者が多い。しかし、それが優遇か否かは先に考察した通りである。

前章でアジア東北縁辺部の情勢を長々と再録したのは、当時の倭国が置かれていた国際情勢が、いかに緊迫したものであったかを再認識する必要があるからである。倭国へ与えられた魏からのさまざまな処遇が、優遇か否かを論じる前に、魏は卑弥呼の最初の遣使の際から、倭国を監督する帯方郡を通じて、内外の危機に際し何時でも介入出来るよう、中郎将と校尉を与えたというよりは、配置済みなのである。その証拠に、『魏志倭人伝』が記すように、正始八年に卑弥呼の遣使が狗奴国との騒乱の急を告げる以前、すでに正始六年に中郎将難升米に黄幢が詔賜されているのである。さらにその前、正始四年に掖邪狗ら八人に中郎将を与えられている事も、無関係とは言いつれまい。卑弥呼を倭国王に任じている魏国が、その危急に援助を行うのは当然の行動なのである。海を越えての軍隊の派遣は、後の元寇がしめすごとく、決して魏にとっても容易なことではないが、狗奴国との戦闘の情勢に対する張政らの報告次第では、高句麗や濊や韓と同様の運命が、倭国を襲わなかったという保証をすることが出来るであろうか。

検討の過程で述べたように、「率善」も「帰義」も、さらには「親魏（晋）」もそれらはすべて、漢代にその淵源を求めることが出来る。それらの用語に秩序を設け、整理を施し、体系的に配列したのが魏晋代なのである。そして、そのこと

はとりもおさず、漢と周辺民族との、叛服常ない長い血みどろの抗争の中から、おもむろに授与の体系が作り出されてきたことを物語る。印に彫りこまれた「帰義」や「率善」の意味や意義が、前漢後半から後漢末への三百年余にわたる歴史の変遷の中で徐々に変化し、また定着して行く過程が必要であつて、その詳細を明らかにするには、なお多くのさまざまな立場からの研究が必要とならう。

それだけに、本稿が取り扱う周辺民族への対応に限つてではあるが、魏の始まりの頃にはその対応の体系が見事に出来上がつていたことに、後漢とは一線を画した新興の魏の意気込みが感じられるところである。前漢と匈奴との、民族の生存をかけた死闘をそれはそれとして、後漢が苦しんだ羌族との抗争が、多くは漢族の文化的優越性と、そこからきた被圧迫民への過剰な収奪を原因としてしていることは、『後漢書』西羌伝の中の反省の記事に示されているところである。^②

後漢末期、天下の覇権を争つた曹操は官渡の戦いで袁紹の大軍を大破し、建安十一年（二〇六）、さらに進んで後継の袁尚が頼つた烏丸を急襲して打ち破り、遼東に逃れた袁尚らを公孫康に斬らせると共に、烏丸の騎馬軍団を烏丸突騎に編成し、華北に覇権を確立するのに役立てた。^③ 塞外の鮮卑は、なお檀石槐死後の分裂状態のさなかで、軻比能の統一への努力も未完成の状況にあつた。漢末から魏初期に、周辺民族へのこのような整然とした体系が生み出されたのは、そうした当時の周辺民族との力量の差異を背景にしたものであらう。西晋はそれを、いささかの変更もなく受け継いだにすぎぬ。

本稿が出発点とした岡崎・大庭両氏の論考が公にされてから、既に長年月を閲している。その間に中国で出土し、あるいは公表された璽印の数は、その年数とほぼ等しい。考古資料としての璽印は方寸の小さな遺物にすぎない。しかし、かつてその鈕に綬帯が結ばれ、佩用者が身に付けていたときには、用いられた金銀銅の材質や、結ばれた綬帯の色によつて、一見してその地位を示していたし、そこに彫りあらわされた文字は、今に一国の政治組織の一端を端的に示した歴史資料なのである。さらに、それらを丹念に拾い集め、綴りあわす事によつて、思いがけず、漢とはまた異なる、魏晋代の国際状況の一端を繰り広げることが可能となつたのである。

① 水野祐「日本古代國家」紀伊国屋書店、一九六六年、一八〇頁などに同様の記述がある。

② 『後漢書』卷八十七、西羌伝（二八九七頁）、「自永和（二三六一—四一年）羌叛、至乎是歲、十余年間、費用八十餘億。諸將多斷盜牢粟、私自潤入、皆以珍宝貨賂左右、上下放縱、不恤軍事、士卒不得其死者、白骨相望於野。」

③ 『三國志』卷三十、魏書、烏丸伝（八三五頁）、「建安十一年（二〇六）、太祖自征蹋頓於柳城、……乃擊破其衆、臨陳斬蹋頓首、死者被野、速附丸・樓班・烏延等走遼東、遼東悉斬、……及幽州・并州柔所統烏丸万余落、悉徙其族居中国、帥徙其侯王大人種衆与征伐。由是三郡烏丸為天下名騎。」

〔謝辞〕 本稿は有光教一先生に白寿記念論文を献呈するに当り、岡崎敬氏の「夫祖藏君」論考に習い、文中に新出の周辺民族官印集を企図した所に始まる。しかし、集まった璽印は四〇顆を越え、またそこに新たな着想もひらめいたため、稿を改めたものである。成稿となるまでには、引用した多数の先学の業績に大きく負っていることは言うまでもない。また、正史の引用には翻訳・注解にあたられた先学諸氏のお蔭による所が大きい。璽印の収集には氣賀澤保規・佐藤聖子氏にご助力を得た。また執筆に際し浅原達郎・魚津知克・笠井倭人・小南一郎・田中俊明・中村大介・向井佑介・吉本道雅氏、また中国考古学研究会諸氏に多くのご教示を得たことを明記し、厚く感謝申しあげる。

（大手前大学史学研究所前所長）

mother or grandmother.

Although it is very difficult to grasp illiterate people's mentality from historical sources, the findings reported in this study have implications for the study of the nature of Chinese popular religion. The author believes that the word "incense" (*xiang*) sums up the essence of Chinese popular religion. By means of the smoke rising from incense, Chinese people may have conducted a dialogue with the departed and also commemorated them.

A Reconstruction of the System of Official Seals Bestowed
on Neighboring Peoples during the Wei and Jin Dynasties with Some Notes
on the Official Seals Mentioned in the So- Called *Gishi Wajinden*

by

AKIYAMA Shingo

The three seals mentioned in the section of the *Weishu* 魏書 that is known as the *Gishi Wajinden* 魏志倭人伝 in Japan, i.e. 1) the Seal of the King of Wo who is Friendly to Wei 親魏倭王印, 2) the Seal of the Leader of the Court Gentleman who Leads for the Good 率善中郎将印, 3) and the Seal of the Commandant who Leads for the Good 率善校尉印 are the core elements of the passage concerned with Wo 倭 (Jp. Wa) becoming a guardian state 藩屏 of Wei 魏. However, the meaning of the bestowal of these seals, what they mean in terms of Wei's evaluation of Wo, is a matter of scholarly debate. This is due to the fact that arguments have proceeded without sufficiently clarifying the critical issue of the Wei policy toward neighboring peoples. In order to grasp this policy in its entirety, Ôba Osamu's *Shingi wâô* (The King of Wa who was Friendly with Wei), published by Gakuseisha in 1971, provides an early example of an effective methodology for compiling and organizing the newly excavated official seals for neighboring peoples bestowed by the Wei and Jin 晉 dynasties and comparing them with written sources. In Ôba's day there were only six newly excavated Wei and Jin seals extant, but as of 2008 there were over 40. In addition, during that span a number of excellent works on official seals have been published in China. This study includes a comprehensive compilation of such examples and re-examines the written sources, thereby succeeding in a re-construction of the policy of the Wei and Jin governments to bestow official seals on foreign peoples. As a result of this study it is clear that the system of bestowal of official seals was composed of three ranks,

which are in descending order of prestige, the Guowang yin 國王印, a seal awarded to kings, the Guiyi yin 歸義印, a seal for princes and nobles, and the Shuaishan yin 率善印, a seal for those of lesser status. Therefore the Seal of the King of Wo who is Friendly to Wei was of the first rank and the seals of the Leader of the Court Gentlemen who Leads for the Good and that the Commandant were of the third.

In the northeast Asian region, the period in which Wo (Wa) appears in *Gishi Wajinden* is the period of the destruction of the Gongsun 公孫 lineage and the subsequent expansion of Wei to the northeast. I have demonstrated that the bestowal of the Seal of the Leader of the Court Gentlemen who Leads for the Good and the Seal of the Commandant 校(都)尉 who Leads for the Good in Three Han 三韓 and Wo during such a period were extraordinary examples of such official seals.

The Terms *Yi* and *Yidafu* in the Baoshan Chu Bamboo Strips

by

TSUCHIGUCHI Fuminori

The Chu dynasty bamboo strips from Baoshan 包山 are extraordinarily rare primary source materials revealing the Chu administrative system during the Warring States period. This study focuses on the units of local government found therein, examining the terms *yi* 邑 and *yidafu* 邑大夫 in particular. The majority of scholars in most research have understood *yi* as roughly the equivalent of *xian* 縣, usually translated as district. Thus, *yidafu* has been thought to refer to the highest official in the district, i.e., district magistrate, however, the theory that *yidafu* was simply an appellation for officials in general is also worthy of consideration.

In order to test this second view, I have analyzed the cases in which the word *yi* appears in the Chu Baoshan strips. As a result of this analysis, I have clarified that the fact that the term *yidafu* never appears in tandem with a personal name and that the offices such as *dayi* 大邑 and *yisima* 邑司馬 invariably appear combined with a personal name. Thus, one can see that *yidafu* was not an official title that was used to specify a particular individual. In the Chu bamboo strips *yidafu* is used ambiguously to designate *dayi* and various offices that included the word *yi*, or to specify those offices collectively, but when it was necessary to designate a specific individual, the titles *dayi* and *yisima* were employed. This indicates in conclusion that *yidafu* cannot be understood as the senior official of the jurisdiction *yi*.